

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月15日開催

- No. 1 **鳥獣を捕獲した後の処理方法について**
農林課
- No. 2 **山の神から県道281号線をはずれ、渡戸地区に入る市道について**
建設課
- No. 3 **冬期間の道幅確保について**
建設課
- No. 4 **鳥獣被害について**
農林課
- No. 5 **空き家対策について**
都市計画課
- No. 6 **空き地の除草対策について**
都市計画課
- No. 7 **押切川沿いの樹木伐採について**
農林課
- No. 8 **水田等の耕作放棄地増加傾向について**
農林課、市長公室
- No. 9 **田麦野保育所の改修について**
生涯学習課

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月15日開催

No.	1	標 題	鳥獣を捕獲した後の処理方法について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>地区では、鳥獣対策として、捕獲のための「おり」を設置していますが、捕獲後の処理が問題です。自分たちで、殺傷処分後、埋めて処理するように指導されていますが、埋める作業と場所の確保に困っています。焼却施設などの整備は出来ないでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>鳥獣被害対策として捕獲した鳥獣については、捕獲者へ適切な処分をお願いしております。処分の方法としては埋設や焼却が考えられますが、焼却処理につきましては、クリーンピア共立で以前、小動物用の焼却炉を使用してイノシシの焼却処理を試みましたが焼け残ったため、現在は受け付けていませんので御了承ください。また、イノシシなどの大型獣に対応した焼却炉の整備については、費用などの面で困難だとのことです。</p> <p>つきましては、現在の処分方法としては埋設が基本となると考えておりますが、令和4年度から埋設に係る重機等の費用を市で負担する制度を御用意しましたので、是非御活用ください。</p>			

No.	2	標 題	山の神から県道 281 号線をはずれ、渡戸地区に入る市道について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>この市道は両脇に側溝があり、道路が曲がりくねっていますが、道路幅を表示するポールが設置されていないため、冬期間に側溝に入ってしまう車を何台か見かけます。対策を希望します。</p> <p>また、立木や草が生い茂り、見通しが悪く、道幅が狭くなっています。対向車が来ると危険な状態となるため、整備をお願いします。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>御提案のありました市道山口沢線について現地を確認し、冬期間の道路通行の安全確保のため、降雪期前の11月中を目途に視線誘導標を設置したいと考えています。</p> <p>また、立木や草の管理につきましては、所有者があるものについては、所有者に確認させていただくため、具体的な場所を教えていただき、対応したいと思います。</p>			

No.	3	標 題	冬期間の道幅確保について
所管課等		建設課	

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月15日開催

《市民のこえ》

令和3年度は特に、雪も多かったことから、道路の道幅が極端に狭い状態が続きました。例年より、ロータリー除雪車の発動も少なかったように思います。天童高原という施設を持ちながら、利用者が、譲り合って、比較的広い場所で待つ光景が多々見られました。冬季の道路維持管理を徹底願います。市道には、一度もロータリー除雪車は発動しておらず、住民が自主的に除雪した場所以外は、一車線のみ確保されている状況が続いていました。

＜回答及び対応状況＞

田麦野地域で最も往来が多く、幹線道路である県道は、状況に応じてロータリー除雪車による幅出しを実施したところではあります。

市道については、通常の除雪車による除雪を行ったところですが、何度も往復して除雪したり、地域の皆様から御協力いただき、用意していただいた雪押し場に雪を押し運ぶなどをして、通行の確保に努めたところではあります。

昨年は、12月中旬から降雪の多い日が続き、例年をはるかに超える累積降雪量となった状況で、市内全域において除雪には大変苦慮しましたので、御理解をお願いします。

今年度も引き続き、道路パトロールを強化し、市民生活の安全確保に向け、適切な除雪に努めていきます。

No.	4	標 題	鳥獣被害について
所管課等		農林課	
《市民のこえ》			
相変わらず、イノシシやサル被害が絶えません。むしろ、被害が増大してきています。一斉駆除対策などの方法はないでしょうか。			
＜回答及び対応状況＞			
本市では、農作物被害が発生する4月から10月までの期間でイノシシやサルの有害捕獲を実施しています。基本的には、わなによる捕獲となりますが、毎年、カラスの一斉駆除に合わせてサルの一斉駆除活動も実施しています。			
鳥獣被害対策においては、駆除のほか、電気柵などによる侵入防止、放置果樹や野菜残渣の撤去や草刈りなどによる環境整備を組み合わせることで高い効果を発揮します。			
摘果で落としたままの果実や刈り取った後の稲から伸びてくるひこばえ、収穫していない柿や野菜などはサルやイノシシが寄り付く原因となりますので、放置せずに適切に処理することが大切です。			
また、繁茂した雑草は動物にとっては身を隠したり繁殖したりするための格好の場所となりますので、草刈等で見通しをよくすることも大切です。			
一人ひとりが「野生動物には何も食べさせない。居場所もやらない。」との意識を持って動物が住みにくい環境づくりをしていただくことで対策効率も上がり、人里に下りてくる動物の数は減っていくと思っておりますので、御理解と御協力をお願いします。			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月15日開催

No.	5	標 題	空き家対策について
所管課等		都市計画課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>空き家の持ち主が今どのようなことを考え、今後どのようにしていく考えなのかを地区民が知る方法はないでしょうか。その意向がわかることにより、対策の方法も変わってくるのではないのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>市では、平成24年度から5年毎に市内全域の空き家の実態調査を行っており、今年度も自治会長等からの御協力をいただきながら、現在実施中です。</p> <p>併せて、実態調査により把握した空き家の所有者や管理者に、当該空き家に対する意向の確認を含めたアンケート調査も実施しています。</p> <p>このアンケート調査により把握した情報を基に、空き家バンク制度やリフォーム補助、除却の各種支援制度についてお知らせすることで、空き家解消の促進に努めています。また、空き家の近隣の方々から寄せられた相談内容に応じて、空き家の所有者に対し、適正な管理についてのお願いや指導を文書、電話連絡、訪問により実施しています。</p> <p>市で把握した個々の物件に係る内容については、個人情報であるため、お知らせすることはできませんので、御理解をお願いします。</p> <p>なお、空き家に関することで御相談がありましたら、市にお問い合わせください。</p>			

No.	6	標 題	空き地の除草対策について
所管課等		建設課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>空き家の空き地など草がひどいです。地域の景観を悪くしているだけでなく、鳥獣のすみか、隠れ処になっています。対策できないのでしょうか。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>田麦野地内の空き家については、近隣の方々から情報提供をいただき、現地確認を行った上で、関係機関と連携し、所有者や相続人に対して、空き家解消に向けた助言、指導を行っています。</p> <p>空き家を含めた不動産は、所有者や相続人などの管理者が適正に維持管理すべきものですので、管理の行き届いていない物件があった際は、市では、管理者の所在を調査した上で、適切に維持管理するよう指導していくことを基本的な考え方としています。</p> <p>今後も、管理が不全な空き家の管理者に対し、適切に指導していきたいと考えていますので、お困り事がありましたら、市に御相談ください。</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月15日開催

No.	7	標 題	押切川沿いの樹木伐採について
所管課等		農林課	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昨年も、提案しています。景観を悪くすると同時に、鳥獣の隠れ処になっています。個人の土地とはいえ、全体で、伐採するなどの方策はないでしょうか。もう一度検討してください。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>昨年度に続き御提案いただいた案件となりますが、鳥獣被害の防止対策としては、まずは樹木の伐採よりも下枝の剪定や木と木の間の雑木帯の刈払いが有効であると思われれます。人の視線の高さまで見通しをよくすることで、野生動物に危険な場所と認識させることができると思います。また、鳥獣が隠れたり移動経路にもなる荒地や耕作放棄地等の手入れをすることも、鳥獣を集落に寄せ付けない有効な手段です。自己の所有地の環境整備は基本的には所有者個人で対応していただくこととなりますが、地域ぐるみで対応を行う場合は所有者の同意が必要となります。今後どのような対応ができるのか、担当課で具体的に御相談させていただきます。</p>			

No.	8	標 題	水田等の耕作放棄地増加傾向について
所管課等		農林課、市長公室	
<p>《市民のこえ》</p> <p>昨年度、法人が急に撤退したことや、病気障害での耕作不能などの問題が発生し、対策に走っています。</p> <p>現在、国交省の指導の基、「地域管理構想」を作るべく動き始めてはいますが、厳しい状況にあります。今後、さらなる高齢化で、増加する可能性は多分に考えられます。今から対策していく必要がありますが他地区での対応状況など、提案、素案はないものでしょうか。この美しい自然、「さとやま」は是非残していきたいと、住民は誰もが考えています。</p>			
<p>＜回答及び対応状況＞</p> <p>田麦野地区では、国・県・市との協調による中山間地域等直接支払制度による交付金を活用し、令和2年度から5年間、田麦野集落協定を締結して水田を維持・管理しています。</p> <p>法人撤退や病気等による耕作不能地については、協定期間内、田麦野農地維持管理組合において共同管理していくことに決まったところです。</p> <p>高齢化、担い手不足の問題に対する他地域の様々な対応事例の一つとしては、地域内で耕作できなくなった農地を、地域外の担い手（法人等）へ集積して貸し出すことで農地の維持管理の継続が可能となった例があります。</p> <p>今後とも、田麦野集落協定の皆様とともに地域の農業の将来像について話し合いを進めていく必要があると考えています。</p>			

田麦野まちづくり懇談会の提言に対する対応状況

令和4年7月15日開催

No.	9	標 題	田麦野保育所の改修について
所管課等		生涯学習課	
《市民のこえ》 田麦野保育所の給排水設備や建物前のフェンス、スロープなどの工事の進捗状況を教えてください。			
<回答及び対応状況> 将来的な田麦野保育所の利活用を考えるに当たって、スロープ設置等の一体的な改修工事が必要となり、工事を行うに当たり、より詳細な設計図が必要となりました。早急に設計図を作成し、工事着工を進めていく予定です。当初の予定より遅れることにはなりますが、きちんと取り組んでまいりたいと考えています。			